

(様式例3)

(表面)

小野市長 様

### 児童手当 特例給付の受給資格に係る申立書

※受付確認年月日

令和 . .

私は、「児童手当法」(昭和46年法律第73号)第4条第4項の規定に基づく児童と同居している者として、下記のとおり申し立てます。

- 児童手当等の受給に関して、私・配偶者・世帯員及び児童等の市が保有する個人情報の利用(公簿等による確認・調査)に同意します。
- 上記私の受給資格の審査において、市が公簿等で確認できない場合や項目事項等によっては、私から当該関係書類の提出を行います。

申立年月日

令和 . .

申立人の請求者(児童手)	(ふりがな) 氏名(保護者)		性別	男・女	生年月日	昭和 平成 (西暦)	. .
	住所	〒 - 小野市	自宅電話番号				
			日中連絡先電話番号				
同居している児童	*申立対象の児童は、中学生までではなく、今年度に満18歳になる学年(高校生の年齢)の児童までを含みます。 *児童の欄は、今年度に満18歳になる学年(高校3年生年齢)の児童から、年齢降順(年上の児童から順)に記入してください。						
	(ふりがな) 氏名(児童)		性別	男・女	生年月日	平成 令和 (西暦)	. .
	(ふりがな) 氏名(児童)		性別	男・女	生年月日	平成 令和 (西暦)	. .
	(ふりがな) 氏名(児童)		性別	男・女	生年月日	平成 令和 (西暦)	. .
	(ふりがな) 氏名(児童)		性別	男・女	生年月日	平成 令和 (西暦)	. .
	(ふりがな) 氏名(児童)		性別	男・女	生年月日	平成 令和 (西暦)	. .
	(ふりがな) 氏名(児童)		性別	男・女	生年月日	平成 令和 (西暦)	. .
別居している親(上記児童の配)	(ふりがな) 氏名(別居親)		性別	男・女	生年月日	昭和 平成 (西暦)	. .
	住所	〒 -	勤務先				
			日中連絡先電話番号				
配偶者との別居に係る状況	※該当欄に☑、その他の場合は[ ]に具体的理由を記入してください。 <input type="checkbox"/> 離婚協議中につき別居している。 <input type="checkbox"/> その他 [ ]						
配偶者との別居に係る状況を証明する書類	別添(※)						

※離婚協議中であることを明らかにできる書類(協議離婚申し入れに係る内容証明郵便の謄本、調停期日呼出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書、調停不成立証明書等)を添付してください。

備考 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

(日本産業規格A列4番)

(裏面)

【参考】児童手当法（抄）

(支給要件)

第4条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

- 一 次のイ又はロに掲げる児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であって、日本国内に住所（未成年後見人が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。）を有するもの
    - イ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（施設入所等児童を除く。以下この章及び附則第2条第2項において「中学校修了前の児童」という。）
    - ロ 中学校修了前の児童を含む2人以上の児童（施設入所等児童を除く。）
  - 二 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあっては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。）のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であって、日本国内に住所を有するもの（当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。）
  - 三 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であって、日本国内に住所を有するもの
  - 四 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある施設入所等児童（以下「中学校修了前の施設入所等児童」という。）が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等児童が入所している障害児入所施設、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設若しくは婦人保護施設（以下「障害児入所施設等」という。）の設置者
- 2 前項第1号の場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
- 3 第1項第1号又は第2号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか2以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
- 4 前2項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

備考 1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

(日本工業規格A列4番)